

一般社団法人 山梨県治山林道協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人山梨県治山林道協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

(支 部)

第 3 条 本会は、支部を置くことができる。

2 支部に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、山梨県における治山事業並びに林道事業を拡充強化して、県土の保全と水資源のかん養を図るとともに、森林資源の育成及び利活用を図り、山村及び林業に関する施策を推進し、もって県民福祉の増進と県勢の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 治山事業並びに林道事業に関する資料、情報及び統計の蒐集頒布
- (2) 治山事業並びに林道事業の技術の向上、経営の改善に関する調査研究及び実地視察
- (3) 治山事業並びに林道事業に関する講習会、講演会及び座談会の開催並びに啓発指導
- (4) 治山事業並びに林道事業に従事する者の福利厚生施設の整備拡充
- (5) 官公庁その他関係団体及び機関との連絡交渉並びに提携
- (6) 山村及び林業の振興に関する事業
- (7) 森林整備の担い手の育成に関する事業
- (8) 森林整備に関する協同受託事業
- (9) 木材利用促進に関する事業
- (10) 森林・林業再生プランに基づく具体的な施策に資する事業
- (11) その他前条の目的に必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の構成員)

第6条 本会は、第4条の目的に賛同する次に掲げるものであって、次条の規程によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

- (1) 治山林道事業施行並びに森林整備実施の市町村
 - (2) 建設業法による許可済みのもので、山梨県内に本店、支店または営業所をもつもの及びその建設業関係団体等
 - (3) 森林・林業関係団体等
 - (4) 特別会員 学識経験のある者にしてこの法人の趣旨に賛成し、理事会の承認を得た者
- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）に規程する社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。
- 3 理事会は、第1項の申し込みをした者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 特別会員は、役員からふさわしい者として推薦があった者で、理事会が前条に適合すると認めるときに入会を認める。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める年会費を支払う義務を負う。

- 2 本会は、既納の会費その他拠出金品は、返還しない。

(任意退会)

第9条 本会を退会しようとする会員は、退会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

第 4 章 総 会

(種 類)

第12条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人・財団法人法上の総会とする。

(構 成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 専務理事の報酬の額
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 総会員の5分の1以上から会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、開催の請求があったとき。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規程にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における前条の規程の適用については、当該会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員を設置)

第22条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事10名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事の中から、会長1名、副会長若干名とし、そのほかの理事のうち1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人・財団法人に関する法律の規程する代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を遂行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を統括にする。

3 専務理事は、会長を補佐するとともに、理事会において別に定めるところにより、その権限に属せしめられた業務を執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結

のときまでとする。

- 3 前項2項の規程にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たな選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報 酬 等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事は、この限りではない。

- 2 専務理事の報酬については、総会で定める。
- 3 理事及び監事は、その職務に従事したときは、これに要した費用の弁償を受けることができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、この法人の業務執行に係る次の職務を行う。

- (1) 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
- 2 この定款の施行に必要な事項の細部について定める規程の制定及び改廃

(開 催)

第31条 理事会は、次に各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、会長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定した副会長が理事会の議長となる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べるときは、その限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規程は、第24条第4項の報告には適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録を記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理

事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し第1号から第3号までの書類については、その内容を報告し、第4号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金処分の制限)

第42条 本会は、剰余金の配分をすることができない。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公 告)

第44条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法で行う。

第 10 章 事 務 局 そ の 他

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める規程によるものとする。

(委 任)

第46条 この定款で定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は辻一幸とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散と登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規程にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成26年4月1日施行
- 5 平成27年5月28日改正